

表彰規定

1. 表彰の種類

会則第4条第3項に定める表彰を行なうため、次の賞を設ける。

- (1) 学会賞（学術部門） (2) 学会賞（技術部門）
(3) 奨励賞 (4) 功績賞

上記各賞のほか、若手研究者の育成を目的とする「若手優秀講演賞」および優れた研究発表の奨励を目的とする「優秀ポスター発表賞」を設ける。その授賞基準等は内規として別に定める。

2. 学会賞（学術部門）は、本会会員であって、触媒に関する貴重な学術的研究をなし、その業績の特に優秀な者に授与する。学会賞（学術部門）の受賞者は毎年2名以内とする。同一人が重ねて受賞することはできない。

3. 学会賞（技術部門）は、原則として本会団体会員に所属する個人（5名以内）であって、触媒に関連する工業技術に関して著しい研究業績を挙げた者に授与する。なお、学会賞（技術部門）は稼働または販売の実績のある技術を対象とし、毎年2件以内とする。また、同一人が異なった業績について重ねて受賞することができる。

4. 奨励賞は、本会会員であって、触媒に関する学術もしくは技術の顕著な進歩に資する研究成果を発表し、受賞の年の4月1日現在の年齢が、学術的なものにおいては満40歳、技術的なものにおいては満45才に達しない者に授与する。但し、技術的なものは工業化実績は問わないが、研究成果が公表されているものを対象とする。奨励賞の受賞者は毎年3名以内とする。また同一人が重ねて受賞することはできない。

5. 功績賞は、本会会員であって、触媒の振興および本会の発展に著しく貢献した者に授与する。ただし、学会賞（学術部門）および学会賞（技術部門）を受賞した者は功績賞の受賞者となることはできない。功績賞の受賞者は毎年若干名とする。

6. 推薦の方法

(1) 触媒学会表彰推薦委員会（以下「推薦委員会」という）は、会誌「触媒」に推薦要項を会告し、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、奨励賞および功績賞の受賞候補者の推薦を会員および評議員から募集する。

(2) 学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、奨励賞および功績賞の受賞候補者の推薦方法に関する手続きは別に定める。

7. 触媒学会表彰推薦委員会

(1) 推薦委員会の構成は庶務、会計、学術、経営の

各担当理事および常務理事とする。

(2) 推薦委員会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）、奨励賞および功績賞の各賞毎に、受賞候補者に推薦された者（以下「被推薦者」という）の名簿および各被推薦者の資料を作成し、功績賞については理事会に、その他の賞については触媒学会表彰選考委員会に提出する。

(3) 推薦委員会の運営細則は別に定める。

8. 触媒学会表彰選考委員会

(1) 触媒学会表彰選考委員会（以下「選考委員会」という）の構成は11名の委員とする。ただし、委員は被推薦者および受賞候補者の推薦者であってはならない。

(2) 委員長および委員は、代議員による5名連記委員推薦投票の結果を参考にして、会長と副会長が選考し、その結果を理事会に諮り、その承認を得て委嘱する。ただし、会長、副会長、推薦委員会の構成員および地区幹事長は、委員となることができない。

(3) (1)項および(2)項に関して委員の資格を失った者があるとき、ならびに委員を辞退した者があるときは、直ちに、会長と副会長は(2)項の定める手順で補充すべき委員を委嘱しなければならない。

(4) 選考委員会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）および奨励賞の各賞毎に受賞候補者を被推薦者の中から選考する。学会賞（技術部門）の選考に際しては、(6)項の運営細則に定める本会団体会員による評価を参考にする。

(5) 選考委員会は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）および奨励賞の選考結果を、選考理由書を添えて、会長に報告する。

(6) 選考委員会の運営細則は別に定める。

9. 受賞者の決定

(1) 会長は、学会賞（学術部門）、学会賞（技術部門）および奨励賞の各賞毎に、選考委員会から報告を受けた選考結果と選考理由書を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(2) 功績賞の選考および決定は、推薦委員会の推薦をもとに、理事会において行なう。

10. 表彰方法

各賞受賞者には、本会の通常総会に引き続いて行なう触媒学会表彰式において、賞状および賞牌を授与する。

以上

（平成18年3月18日理事会承認）

（平成19年12月8日理事会承認）

「若手優秀講演賞」および「優秀ポスター発表賞」の追加

